

(別添1)保証約定書

退職手当保全のための保証に関する約定書

印紙 昭和 年 月 日

会社(甲) 住所

氏名又は名称

銀行(乙) 住所

名称

労働者(丙) 別冊労働者名簿記載の各労働者

代理人(丁) 住所

名称

甲の退職手当の支払に関する就業規則に基づき甲が丙に対し負担する退職手当の支払債務の履行を確保するため、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第五条に規定する保全措置として、乙が甲と連帯して当該債務の履行を丙に対して保証するにつき、甲、乙、丙及び丁は、下記の条項を締結する。

記

第一条 丙は、次の事項につき丁に委任し、丁が丙を代理して行うことを認める。

一 丙が甲に対して有する退職手当債権の保全のために行う保証契約の締結

二 本約定書正本の保管

三 保証債務の履行の請求に関する手続及び保証債務の履行による金銭の受領

四 第九条第三項ただし書きに基づく期間の延長

五 復代理人の選任

六 前各号に付帯するいつさいの行為

第二条 乙は、甲の依頼により、甲が第九条第一項の期間内に第三条第一項の各号のいずれかに該当した場合において、甲が第九条第二項の期間内に退職した丙に対して負担する退職手当(既に支払われた額を除く。以下「未払退職手当」という。)の支払債務につき、それぞれ別冊労働者名簿の保証極度額の欄に記載された金額を限度として、丙に対して甲と連帯して当該債務の履行の責を負うこととする。

第三条 前条の保証債務の履行の請求は、甲が次の各号のいずれかに該当したときにのみ行うことができることとする。

一 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

二 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

三 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第六十九号)第二条第一項第五号に規定する認定の申請が受理されたとき。

2 甲及び丁は、甲が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、乙に通知することとする。

第四条 乙に対する保証債務の履行の請求は、丙が個別に行うことなく、丁のみがこれを行うこととする。

2 前項の請求を分割して行う場合にあっては、その請求は毎月一回を超えないこととする。

- る。
- 3 丁は、乙に対して保証債務の履行を請求しようとするときは、あらかじめ、甲に対し、次の事項を丙の個人別に記載し、かつ、丙の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求することとする。
- 一 保証債務の履行の請求時における未払退職手当の額
- 二 別冊労働者名簿の保証極度額の欄に記載された額
- 三 第一号又は前号のいずれか少ない額(以下「被保証額」という。)
- 四 被保証額に係る所得税の額及び地方税の額(以下「税額」という。)
- 五 被保証額から税額を控除した額(以下「手取額」という。)
- 六 退職日
- 4 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被保証額、税額及び手取額をそれぞれ合算した額を記載の上、これに署名押印して、丁に交付することとする。
- 5 丁は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを乙に提出し、当該書面に記載された手取額を合算した額の金銭の丁への交付及び税額を合算した額の金銭の甲への交付を請求することとする。
- 5 第五条 乙は、前条第五項の請求があつたときは、丁及び甲に当該金銭をそれぞれ交付することとする。
- 第六条 丁は、前条により金銭の交付を受けたときは、直ちに丙の受領すべき金銭を丙の指定する金融機関の預貯金口座に振込む方法により配分することとする。
- 第七条 乙は、第四条第五項により丁から提出された書面その他この取引に係るいつさいの書類に押印された甲又は丁の印影が本約定書に押印された甲又は丁の印影と相違ないと認め、当該書面の記載内容に従い、金銭の交付等を行ったときは、その取扱いに関するいつさいの責任を免れることとする。
- 第八条 甲及び丁は、乙から請求があつたときは、本約定による被保証債務について、遅滞なく、報告し、又は、必要な資料を提供することとする。
- 第九条 本約定の保証期間は、昭和 年 月 日までとする。
- 2 前項の期間内に甲が第三条第一項の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、本約定の保証期間は、甲が当該各号のいずれかに該当した日から六か月を経過した日又は前項の期間の満了した日のいずれか遅い日までとする。
- 3 第四条第五項の請求は、前項の期間の満了後三か月を経過した日までに行うこととする。ただし、甲の行方不明その他やむを得ない事情により甲が同条第四項の手続を行うことができない場合であつて、丁が乙に対して当該事情を明らかにした書面を提出したときは、乙及び丁の協議により、当該期間を相当期間延長することができることとする。
- 4 本約定による保証債務は、第一項もしくは前項のいずれかの期間の満了又は新約定の締結により消滅することとする。
- 第十条 本約定書は、正本一通及び副本二通を作成し、正本は丁が保管し、副本は甲及び乙がそれぞれ一通を保管することとする。

(別冊)労働者名簿

